

議会改革特別委員会（第17回）

日 時	平成28年5月18日（水）午前9時から
場 所	第1議会委員会室
出席委員	全員
委員外議員	なし
欠席委員	なし
協議事項	1 予算決算に関する委員会のあり方について 2 その他 <ul style="list-style-type: none">・ 事業評価、決算審査、予算審査の主なスケジュールについて・ 会議規則の改正について・ 議会運営細則及び申し合わせ事項の改正について

概 要

- 1 予算決算に関する委員会のあり方について
 - ・ （常任委員会とした場合と特別委員会とした場合の相違について議会事務局から説明）
 - ・ 常任委員会と特別委員会のどちらにするかという議論の中では、既存の常任委員会との住み分け、補正予算案の審議のあり方、議長と監査委員の委員としての資格等について、どのように考えるか明らかにする必要がある。
 - ・ 特別委員会に分科会方式を設けることで、柔軟な審議が可能となる。
 - ・ 議長と監査委員の扱いについては、各市それぞれの考え方がある。
 - ・ 特別委員会とするのであれば、現在の常任委員会の活動はそのままとして、当初予算や決算について集中的に審査できる。
- 2 その他
 - ・ 事業評価、決算審査、予算審査の主なスケジュールについて（議会事務局からスケジュール案を説明後）

平成27年度事業に対する評価と提言は、第5次総合計画の実施計画に基づく事業を対象に行う。事業すべてに説明を求めるのではなく、委員会が抽出した事業について説明を求めていく方向で行う。提言の時期は、今回は必ずしも第3回定例会に合わせるのではなく、柔軟に考えていく。

- ・ 会議規則、議会運営細則及び申し合わせ事項の改正について
(議会事務局から選択式一問一答方式の導入に伴う改正について説明後)
反問権は、説明のため会議に出席した者(執行部や公述人、参考人)に対し、質問内容の確認又は論点の明確化のために行うこと、発言回数は議長裁量としながら、出席議員3人以上から異議があるときは、会議に諮ることを確認。

まとめ

- ◎ 予算決算に関する委員会のあり方について
 - ・ 予算決算に関する委員会は、特別委員会として提案する。
 - ・ 議長と監査委員も委員とする。
 - ・ この方針で他議員にも意見を聴取する。
- ◎ その他
 - ・ 事業評価、決算審査、予算審査の主なスケジュールを確認。決算審査は、第5次総合計画の実施計画に基づく事業を対象に事業を抽出し、説明を求め、提言を行う。提言は、今回は第3回定例会日程と合わせることに縛られないで柔軟に考える。
 - ・ 会議規則、議会運営細則及び申し合わせ事項の改正について
反問権の付与、質問回数制限原則なくすことについて内容を確認。
 - ・ 委員会の設置、会議規則等の改正は議会運営委員会での審議となる。
その前に、全議員への説明を行っておく。